

駐屯地草刈り

件名	駐屯地草刈り	令和6年3月8日
図名	表紙	図面No.
業務課	管理科	1/4
	合	作成者
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		

- 1 件 名 駐屯地草刈り
- 2 場 所 沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地
- 3 概 要 駐屯地構内の草刈り 93, 486㎡程度

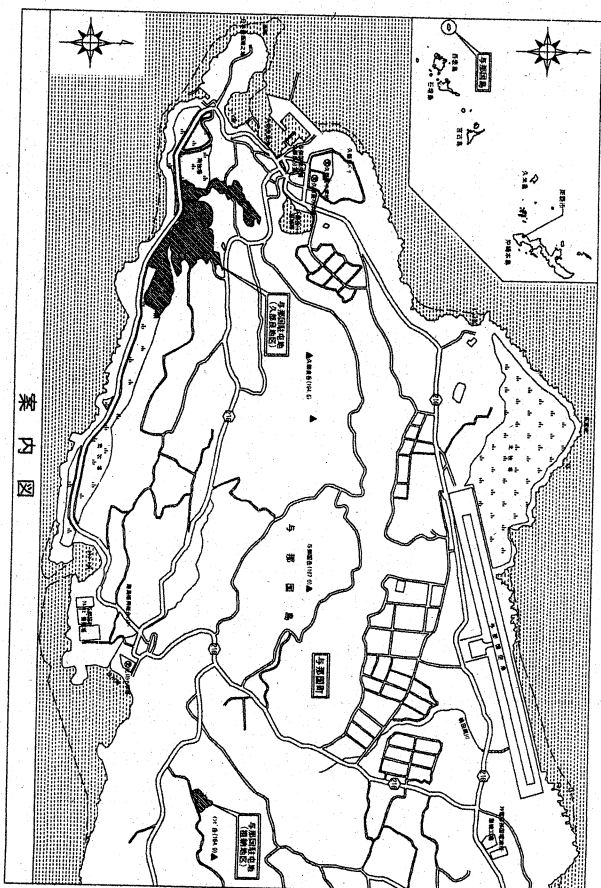
4 一般事項

- (1) 本件に際し、受注者は労働安全衛生法等の関係法令を遵守するものとする。
- (2) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、受注者の責任において処置するとともに、速やかに係官に報告するものとする。
- (3) 本件に際し、受注者は作業開始前に危険予知活動(KY・TBM)を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- (4) 本件に際し、受注者は作業開始前に危険予知活動(KY・TBM)を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- (5) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然処置すべき事項については、受注者の責任において処置するものとする。
- (6) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原形復旧するものとする。
- (7) 本件に必要な電気及び水は受注者が負担するものとする。
- (8) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (9) 本件に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (10) 駐屯地への入出門、各施設への立ち入り及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則並びに係官の指示に従うものとする。

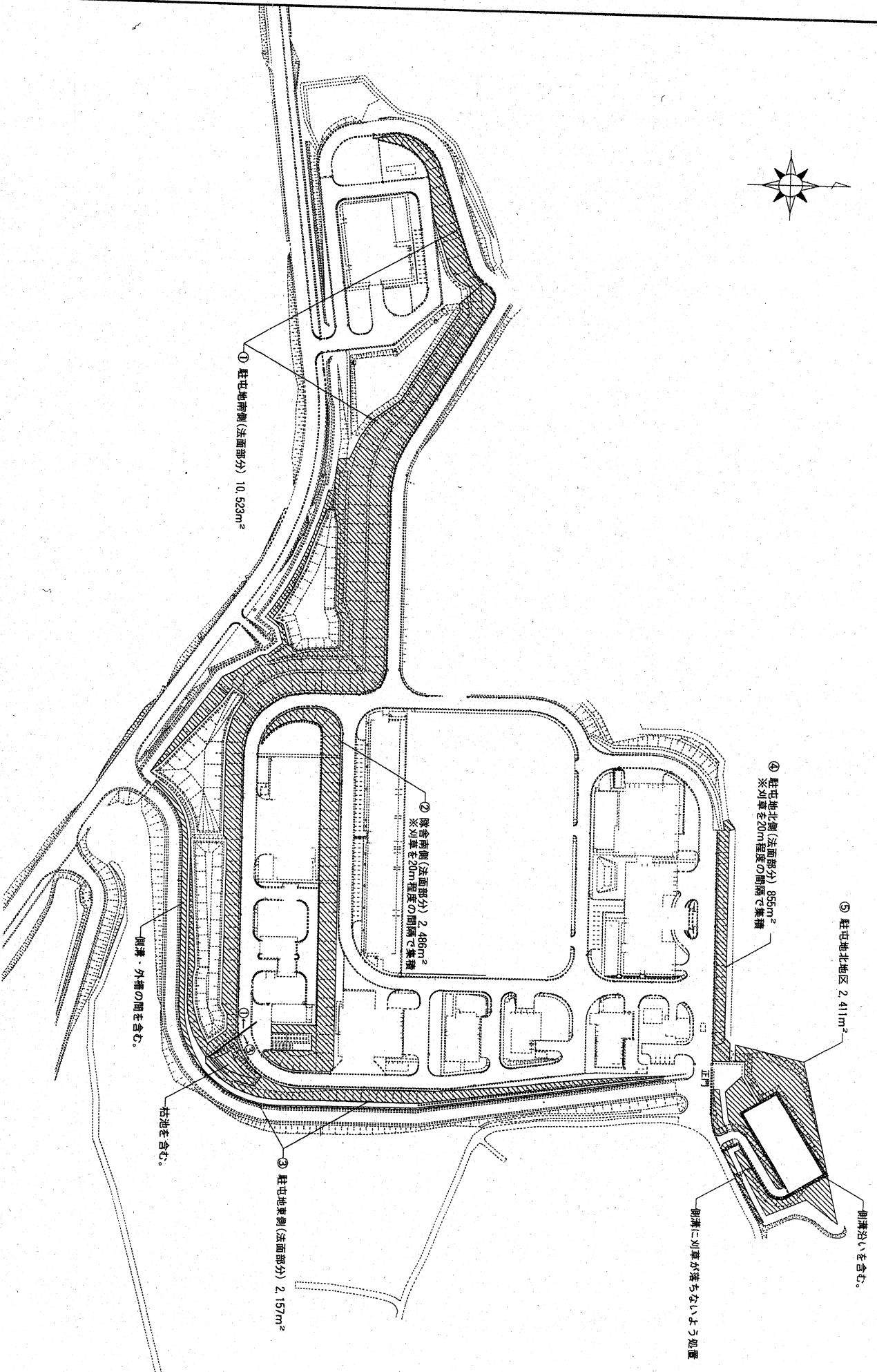
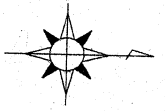
5 特記事項

- (1) 実施時期
令和6年4月から令和7年3月末までに6回に分けて草刈りを実施するものとし、実施月は、4～5月、6～7月、8～9月、10月、11～12月及び2～3月を基準とする。
- (2) 受注者は作業実施日について、事前に係官と調整を行うものとし、係官より指定された期間内に作業を実施するものとする。
- (3) 本件に際し、作業に必要な資器材等は、受注者側の負担において準備するものとする。
- (4) 本件に際し、作業実施箇所は刈り残しがないようにむらなく実施するものとする。
- (5) 草刈り実施範囲①隊舎南側(法面部分)、②駐屯地北側(法面部分)及び③グラウンドは、草刈り完了後、受注者側の負担において刈草を収集し、20m程度の間隔で集積するものとする。その他の草刈り実施範囲は、受注者の草刈り後、刈草の収集は部隊側の負担で実施するものとするが、側溝内及び付近の刈草の除去は、受注者側の負担で実施するものとする。なお、刈草が駐屯地内道路、街道に散在される場合は、草刈り地区内へ入れ込むものとする。
- (6) 本件に際し、飛び石により工作物、車両等を破損する恐れがある箇所の作業時は、草刈り用飛散防止ネット等を使用するものとし、受注者側の負担で準備するものとする。
- (7) 草刈り実施範囲は、平面図上における投影面積であり、図面ソフト(Jw_cad)上で算定した数値とする。
- (8) 草刈り実施範囲は平面図に基づき、その実施月ごと係官の指示する地区の草刈りを実施するものとする。なお、草刈りの地区、数量及び月は次による。

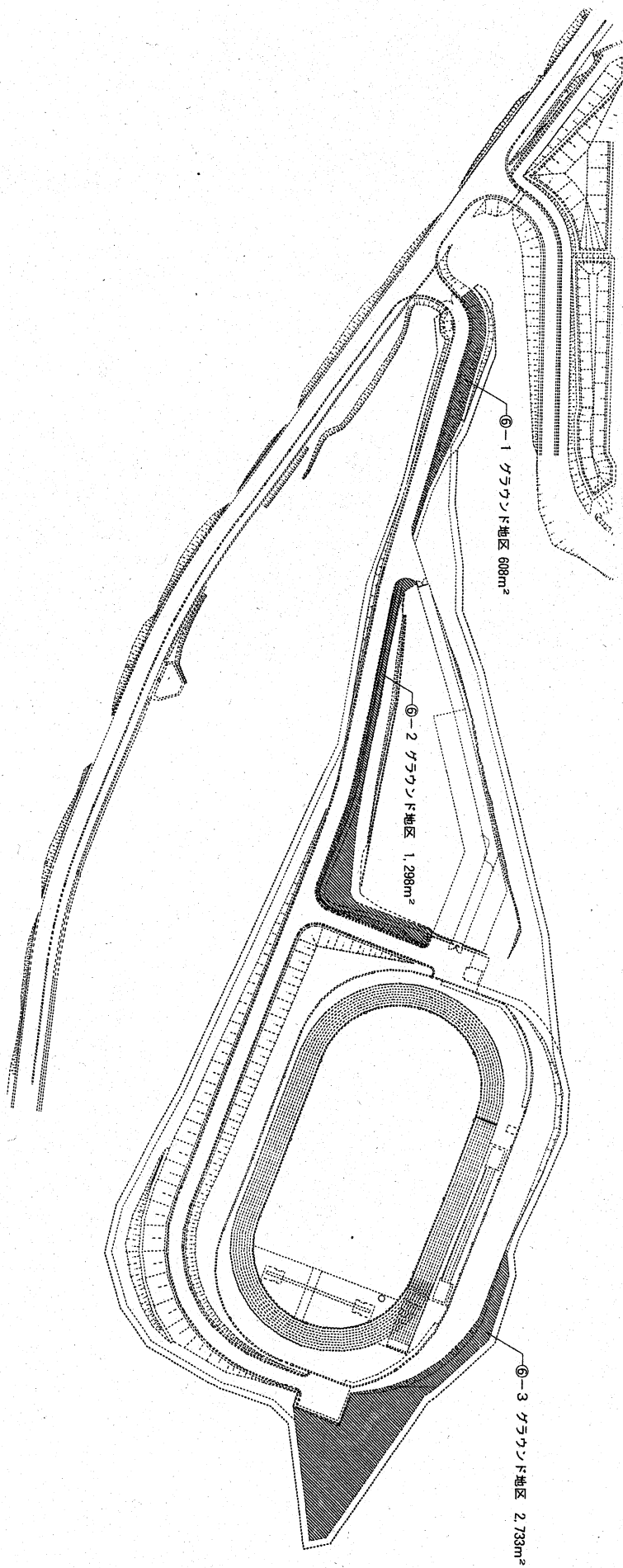
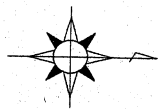
No.	実施地区	実施数量	実施月					
			4～5月	6～7月	8～9月	10月	11～12月	2～3月
①	駐屯地南側(法面部分)	10,523㎡	○		○		○	○
②	隊舎南側(法面部分)	2,486㎡	○		○		○	○
③	駐屯地東側(法面部分)	2,157㎡	○		○		○	○
④	駐屯地北側(法面部分)	855㎡	○		○		○	○
⑤	駐屯地北地区	2,411㎡					○	○
⑥	グラウンド地区	4,639㎡	○		○		○	○
実施面積小計			20,660㎡	3,012㎡	20,660㎡	3,012㎡	23,071㎡	23,071㎡
実施面積合計			93,486㎡					



件名	駐屯地草刈り	図面No.	2/4
図名	仕様書/案内図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		令和6年3月 日	



件名	駐屯地草刈り	図面No.	3/4
図名	駐屯地平面図①	縮尺	1/2,000
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		日	令和6年3月



件名	駐屯地草刈り	図面No.	4/4
図名	駐屯地平面図②	縮尺	1/2,000
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		日	令和6年3月